

・経営の要件として、形だけでなく与えられたミッションに対してどうしていくかを考えることが大切。今回、新法人に対する要求は出していただいたが、今後電事運として新法人に対してどのように関わっていくのか

(外門副会長より) 答えるのが大変難しい質問。残念ながら「もんじゅ」事故以降、熱心な技術移転が以前よりも遅さかってしまった感がある。しかし依然として機密が先進的な役割を果たしていく必要があり、引き続き技術移転を進めていくとともに、国民の理解が進むような場の設定をお願いしたい

・社会との接点が求められる時代であり、社会に対しても協力を求めていく必要があると同時に、事業者サイドからの支援も必要

(外門副会長より) 国会を含めて国民的な議論がなされたことは、ロングタームで見た場合よいことだと思う

等の質疑応答及び委員の意見があった。

(2) 原子力損害賠償制度専門部会の設置について

議記の件について、事務局より資料2に基づき説明があった。

これに対し、

・部会の構成員に関係省庁が含まれない理由は何か

(事務局より) かつては外務省、通産省、大蔵省、法制局など多くの関係省庁が含まれていたが、多数になることから、今後構成員としてではなく事務局として参加してもらうこととし、その旨関係省庁の了解はとっている

等の質疑応答があり、審議の結果、原案通り決定された。

(3) 議事録の承認

事務局作成の資料4第32回原子力委員会臨時全席議事録(案)については、一部修正する箇所につき、調整の上で次回の委員会までに確定することとなった。なお、事務局より、第31回原子力委員会定例会議議事録については、前回の委員会以降各委員に確認の上で了承された旨発言があった。

(4) 平成10年度原子力白書について

議記の件については、閣議まで非公開扱いであることから、委員会においても非公開で審議することとした上で、事務局より資料3に基づき説明があり、審議の結果、原案通り決定された。

なお、事務局より、次回は6月19日(金)に臨時会議を10:30から開催する方向で調整したい旨発言があった。